

平成25年第13回葛巻町議会定例会会議録（第4号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成25年9月10日

【開会】

【議案第1号～議案第10号審査】

日程第1	議案第1号	平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）	1
日程第2	議案第2号	平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第1号）	20
日程第3	議案第3号	平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算 （第1号）	21
日程第4	議案第4号	平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第1号）	21
日程第5	議案第5号	葛巻町子ども・子育て会議条例	21
日程第6	議案第6号	24災67号・75号道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し 議決を求めることについて	25
日程第7	議案第7号	町有自動車事故に係る和解に関し議決を求めることについ て	27
日程第8	議案第8号	盛岡地区広域消防組合格約の一部変更の協議に関し議決を 求めることについて	27
日程第9	議案第9号	盛岡北部行政事務組合格約及び盛岡北部行政事務組合格約 の一部を変更する規約の一部変更の協議に関し議決を求め ることについて	28

日程第10	議案第10号	岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについて	28
【 陳情第8号・要望第5号審査 】			
日程第13	要望第5号	葛巻町立江川小学校校舎改築に関わる要望書	29
日程第11	陳情第8号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情	30
日程第12		道州制導入に断固反対する意見書の提出について	34

平成25年第13回葛巻町議会定例会会議録 第4号 (輝くふるさと常任委員会)						
告示年月日	平成25年8月8日(木)					
招集年月日	平成25年9月6日(金)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成25年9月6日～平成25年9月17日 12日間					
会議の月日	平成25年9月10日(火) 開会10時00分 閉会14時38分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○			
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	2番	鈴木 満		7番	鳩岡 明男	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局総務係長	遠藤 政明	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	村木 淳一
	教育長	中田 直雅	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	岩泉 宇昭
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係長	
健康福祉課長	鳩岡 修			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。
これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。
ただいまの出席委員は、8名です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
ここで、副町長から発言の申し出がありますので、これを許します。
副町長。

副町長 (觸澤義美君)

ご苦勞様でございます。
議案第1号の平成25年度一般会計補正予算におきまして、教育費に係る東京多摩交響楽団コンサートの経費につきまして、議案審査前にお詫びと経過説明をさせていただきます。
東京多摩交響楽団につきましては、今月3日及び4日の両日において実施させていただきましたが、その経費を事後に予算化する形となりましたこと、深くお詫び申し上げます。
この事業につきましては、昨年12月に自治総合センターコミュニティ助成金、宝くじ助成を申請いたしまして、秋まつり後に実施する計画でございましたが、本年7月に助成が決定し、その後、楽団や学校等と協議をする中で、開催時期を9月上旬に早めなければならない状況となったところであります。
このことに伴いまして、予算措置上の手続きをとるべきところ、これを怠り、今回、追認していただく形での補正予算の提案となりましたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。今後は、予算議決後の事業実施を徹底するため、あらかじめ事業担当課と予算調整課の綿密な連携、チェックを一層徹底いたしまして、このような事態が二度と発生しないよう、緊張感をもって適正な事務執行に努めてまいりますので、何卒よろしくご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

これから、本日の審査日程に入ります。
本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。
議事の進行上、各委員及び当局にお願いします。
質疑する委員は、質疑する箇所のページを示して簡潔にお願いします。
なお、質疑事項は1回につき、2、3点に区切り行い、関連した質疑以外は、改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いします。
また、質疑応答の際は、職名を言ってから、簡潔にお願いします。
それでは、日程第1、議案第1号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。
高宮委員。

高宮一明委員

16 ページの 10 目の中山間地域総合整備事業費について、今回 8,700,000 円の補正でありますが、これは前倒しということで、事業を早める意味での予算化と思いますが、現在の進捗状況なり、この予算が及ぶ事業はどのようなものか、お知らせいただきたいと思っています。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

今、資料を取り寄せて申し上げますので、少しお待ちください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

私は、14 ページの衛生費の病院費です。今回、資産購入費 144,000,000 円相当のページがありますが、地権者の協力のもと、病院建築に必要とされる用地取得と、今回の用地の取得は十分なのか、その点について伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

144,500,000 円の用地取得物件補償費の内容等でございますけども、資料にもお示した場所でございますが、用地の方につきましては 9 筆になってございます。物件補償費の方につきましては個人 10 名、それから、団体 1 団体というようなことで、交渉の具合ですけども、大体、皆さんご協力いただけるというような、一部、相続人が多数の案件もございまして、2、3 人まだ意向の確認待ち、連絡待ちという方もございますけども、9 割の方からは基本的には協力するというような回答をいただいております、概ねご了解いただいたものというように理解してございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山岸委員。

山岸はる美委員

町が、病院建築に当たっての想定した面積の確保には十分なのか、この点について。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

事前の検討の結果、ある程度のシミュレーションで、敷地的には大丈夫というように判断してございます。配置、それから、例えば、それぞれの部屋数の面積をどういうようにするかということにつきましては、基本設計等で精査してまいりますけれども、敷地としては確保できるものと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

17ページの商工費ですけれども、10,000,000円の補助金の部分で増額になっておりますが、申し込みといたしますか、応募といたしますか、そういった部分が多くなったのではないかと思います。件数、あるいは、そういった快適な住まいづくり、あるいはまた、施設の支援事業等の内容をお聞かせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それでは、お答えを申し上げます。

快適な住まいづくり応援事業についてでございますが、昨年、一昨年は住宅リフォーム事業ということで実施してはいたしましたが、今回は見直しをいたしまして、水洗化に重点を置くということで、水洗化を伴うリフォームの場合につきましては250,000円、それ以外のリフォームにつきましては150,000円という差を付けて行う内容になってございますが、今年度につきましても、既に29件の申請をいただいております。このうち、水洗化を伴うものが12件となっております。現在6,000,000円の予算でございますが、残高が750,000円ほどになっている状況でございますので、今後、まだ、あと半年ございますので、その辺を含めて、今回4,000,000円の補正をお願いするものでございます。

それから、商店街の設備更新支援事業費でございますが、こちらにつきましては、今年度からの新規事業ということで、計上につきましては、既に6月補正でも補正をさせていただいておりますが、また、今回、倍増の6,000,000円を補正させていただきまして、12,000,000円ということでございます。こちらの方につきましては、現在、申請ベースでは15件ございますが、予算がもう既に申請ベースでは1,500,000円くらい不

足でございまして、今度の補正を議決いただいた後に交付決定等を進めていくということで、既に1,500,000円分積み残しといたしますか、そういう部分があります。それに加えて、今後の部分も想定しまして、6,000,000円の補正をお願いするものでございます。

申請のあった15件の内訳でございますが、飲食店が5件、一般の商店が5件、それから、クリーニング、あるいは理容店が3件、整備工場が2件ということになっております。内容的には、冷蔵庫ですとか製氷機等の更新が9件で最も多くなっておりますし、業務用の乾燥機が2件、そのほかには整備工場の関係で、タイヤチェンジャーが2件などと、こういったものが複数出ておりますが、そのほかにも様々な設備等で、広くご活用いただいているというような状況になっているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

そうしますと、この事業は年間を通じてというような事業に捉えられるわけですが、申請があった都度、こういった補正というような形に今後はなるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

共に今年度の新規事業という位置付けで行ってございます。そういった中で、今回は一応、年間で想定した補正額とはさせていただきますが、今後、また不足するような状況になった場合には、さらに補正等をお願いしていきたいというように、今年度については考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。鳩岡委員。

鳩岡明男委員

17ページですけども、中山間地域整備事業の中で、この江川地区の予定されている事業、そしてまた、どれ程度の事業が進んでいるか、その辺をお聞きしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

先ほどの質問と同じようなので、今、資料を取り寄せておりますので、少しお待ちください。すみません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

鳩岡委員。

鳩岡明男委員

これは、中山間事業の完成は、いつ頃が完成の予定ですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

すみません。それも資料を取り寄せております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

22年度から進めておるわけでありましたが、27年度を完成の計画ということで、今、進めておるところであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方から、12ページをお願いいたしたいと思います。

今回、財政調整基金200,000,000円を積み立てというような補正額でございます。もちろん、積立額は722,000,000円ほどになるという、資料を見ればそのようなことで、これまでの最高額ではないかと、このように思っております。今回の200,000,000円を積み立てられた要因は何なのか、お知らせをいただきたいと思っております。

全体でも、この基金の総額は3,900,000,000円、4,000,000,000円近くなっていると思われましても、この基金の全体の総額でも4,000,000,000円を超える巨額な、このように積み立てができたというようなことになるわけで、それ自体は非常に喜ばしいことなわけでございます。何回も、私から申し上げているとおり、この予算の額だけを見ますと、この基金積み立てが主力を置く町財政運営になっているというようなことも、ある意味では言えるのではないかなど、このように思っているところでございます。こういったような面の社会資本整備に目を向けた財政運営も非常に私は大事ではないのかなという気もしている一人でございます。こういったような考え方、町当局ではどのように捉えているのでしょうか。

また、このくらい、4,000,000,000円を超す基金のものを持っておりますと、たぶん

資金繰りも順調ではないのかなど、このように思われます。そういったような意味では、一時借入金等の心配もないのではないかと思われますけども、現状をお知らせいただきたいと、このように思っております。

そしてまた、ややもいたしますと、このように財政調整基金の積み立てが可能になってまいりますと、職員の考え方も、この金の余裕によりまして、非常に金銭麻痺等の部分についても心配される面も出てくるのではないかとこのように思われますので、こういったような基金に積み立てはよろしいのですけれども、そういったような職員の対応、それからまた、社会資本整備に目を向けた施策等については、どのようなお考えになっているのか、お尋ねをいたしたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

基金等々につきまして、お答え申し上げたいと思います。

財政調整基金についてでございますけれども、これにつきましては、経済の不況等による大幅な税収の減収等に見舞われたり、あるいは、災害の発生等々によりまして、思わぬ支出の増加等々に対応するための、予期せない収入減等に対応するひとつの基金ということで定められているものでございまして、そういう中に、今回 200,000,000 円、今現在は 570,000,000 円ほどになっておるものでありますが、例えば、これを県下の状況と比較してみますと、県下の方でも 3 番目か 4 番目程度に財政調整基金は低い状況にあるものであります。

そういうものでありますが、今回も、全体的にお話させていただきますが、公共施設整備基金、あるいは地域づくり振興基金等が大きな基金になっておるところであります。公共施設整備基金につきましては、現在、葛巻病院の建設もスタートしている、あるいは江川簡水の改修工事もスタートしたところあります。

そういう中に、さらに、これから考えなければならぬ公共施設の整備と申しますと、学校の改築あるいは保育所、さらには馬淵川の簡易水道もかなり老朽化してきている状況にございまして、そういう状況等の対応等も考えながら、公共施設の整備基金等にも積み立てながら、今年度の安定的な財政運営ということを考えての積み立てをしているところあります。併せて、地域づくり振興基金につきましては、町内の人口減少対策、あるいは高齢化対策等々を含めてでありますし、それから、地域振興という観点からでございますが、主にソフト事業というようなことで進めておるものであります。

そういう中で、特に 25 年度の当初におきましても、バスの路線運行拡大、これは町内を 100 円バスにする対策を講じたり、あるいは乳幼児、児童等の医療費の助成等、あるいは、先ほどもご質問ありましたが、快適な住まいづくりの支援、特に、水洗化をさらに一層推進していかなければならないというような考え方の中に、新たに、これまでの住宅のリフォームと申しますか、これらの支援をさらに拡充しましての、そういう対策も講じておるところではありますし、併せて、商店の設備更新等々、あるいは教

育におきましても、学力向上推進員を配置するなど、そういうソフト事業を推進しながら、地域の振興対策にも結びつけているというのが、ひとつの対策としての利用という点でお話させていただきますと、そういう事業に活用しているということでございます。そういうもの等を一層活用しながら、今後さらに安全・安心なまちづくりという観点の事業等につきましても、一層充実させてまいりたいと、このように考えておるものであります。こういう公共施設整備基金、あるいは地域づくり振興基金、財政調整基金等々を合わせますと、先ほどお話ありましたように、3,000,000,000円を超える、今までにない基金ということにはなっているわけでありましたが、今後、予想される建設事業等々を含めて、これも計画的に対処していかなければならないと考えているものでありますし、そういう中にも、持続可能な財政運営ということをし、しっかりと運営していかなければならないと、このようにも考えておるものでありますので、先ほどお話ありました、こういう基金の積み立てが多くなると、職員の緩みといいますか、そういうことも懸念されるということではありますが、一層引き締めて財政運営に当たってまいりたいと、このように考えておるものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほど、資金繰りのお話もさせていただきました、先ほどの話は、よく分かりました。たぶん銀行等、金融機関等からの一時借入金等も心配はないのではないかと思いますけれども、そういったような資金繰りは順調に回転になっているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

先ほどの一時借入金、それから、資金運用及び管理についてのご質問について、お答えします。

まず、資金運用でございますけれども、私どもといたしましては、公金は安全かつ有利な方法ということを第一前提として管理をしております。そのような部分で、今、基金の管理につきましては、指定金融機関である岩手銀行葛巻支店、さらには収納代理機関であります盛岡信用金庫葛巻支店、さらにはJAバンク、この3金融機関に定期預金として管理しております。25年度の定期につきましては、預け入れが5月13日でしたが、1月24日を満期にいたしまして、3金融機関におきまして管理をしております。

ちなみに、この金利等につきましては、一般的には、今、金融機関等で示されておる金利は0.025でございますが、大口という部分もございまして、0.025から0.035と、このような金利でお願いをしておるものでございます。

そのような部分での管理でございまして、基金がある程度ございますので、この毎月の支払い等についての一時借入というものは現在ございませんので、これからも種々運用方法はあるかと思えますけれども、今現在の私たちの管理のノウハウとしましては、この定期預金での管理が安全かつ有利な方法だろうというように考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

資金繰り、あるいは一時借入金等もなしというようなことでございますが、これくらいあれば十分ではないかと思えますけれども、こういったような資金の運用についても万全を期してやっていただきたいと、私はことごとく、こういったような積み立てのときには、いつも質問をさせていただいているわけでございますが、それは、やはり、このように、せっかく積み立てたものは有効に使うべきだというような持論でございますので、こういったような運用方法についても、特に一層意を配っていただきたいなど、このように思っているところでございます。

次に、14 ページでございますが、病院費の中で、一般会計から資産購入費として、今回の補正で 144,500,000 円を繰り出しというような形の予算計上になっているわけでございます。これは、補正財源を見ますと、すべて繰入金からの、先ほどの関連でございまして、施設整備基金からの繰り入れになっているわけでございます。当然に、こういったような大きな病院事業の場合には、国県からの補助、あるいは起債、そういったようなものの充当も、ある意味では予測されるのではないかと思います。資金繰りのために今回はこのような措置をしたのかなとは思ってはおりますけれども、今後こういったような、例えば土地購入費、あるいは補償補てん、こういったような部分については、国県補助とか起債の充当はどのような形になってくるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

また、この一般会計と病院会計との負担のあり方でございますが、病院を建設する際には、すべて一般会計から、基金あるいは起債、あるいは国庫補助、こういったようなものについては一般会計から繰り出す方法で持っていくのかどうか、そこを、まず確認をさせていただきたいと、このように思います。

それから、私は、ちょうど説明を受けた際に、大変申し訳なかったのですが、欠席させていただいておりますので、たぶん説明があったかと思っておりますけれども、この用地取得の面積、こういったようなことは、どのような形での積算でこのくらいになっているのか。そしてまた、用地取得をする際に計上いたしました算定根拠は、何に基づいた算定根拠になっているのか、その中身についてお知らせをいただきたい。

それからまた、物件移転補償費についても、土地購入費以上の多額な金額になっておりますので、この辺のところは、どのような算定根拠で予算化されているのか、お伺いをいたしたいと、このように思っております。

また、この用地の取得に当たっては、不動産鑑定士等の評価を受けた上での算定になっているのかも、併せてお伺いをいたしたいと、このように思います。
とりあえず最初にそのくらい。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

私の方から、算定根拠等についてお答え申し上げます。

用地の関係ですけれども、面積は2,057平米で、算定につきましては、おっしゃるとおり不動産鑑定を導入してございます。これにつきましては、特に中心市街地、あるいは公共施設等に隣接している場所ということで、評価する部分についても、専門的な技術が必要だということで判断いたしまして、不動産鑑定を導入してございます。

それから、物件移転補償につきましては、国の基準に基づき補償額を算定するというようなことが示されてございまして、国の基準に基づき算定したものでございます。

補償費の算定、内訳等については、改めてお答え申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

1点目の質問でありましたが、今回の補正財源を、起債を充当すること等も考えなかったかということ等も含められているような質問でございましたので、お答え申し上げますが、起債を充てることも可能ではありましたが、町の負担が多くなるという部分もございまして、今回の対応といたしまして、一般会計からの繰り入れをしながらの用地取得、あるいは補償費を繰り出したしましての今回の予算措置となっているものであります。病院事業債でお借りしますと、144,500,000円をお借りしていった場合に、30年間で償還することになります。その場合に、利息として48,000,000円ほどになるものであります。今回、その起債を導入した場合に、そのうち22.5パーセントが交付税に算入されるという、有利なひとつの病院事業債になるわけですが、利息と比較いたしますと、現段階の状況からしますと、病院債をお借りした場合に、国から入ってくる、その交付税に参入されるのが43,000,000円ほどになりまして、実際に、その借入利息の方が、起債の部分が48,000,000円になりますので、返済の方が48,000,000円になりますし、国の方から入ってくる交付税の分は43,000,000円になりますので、実際的な負担が5,000,000円ほど多くなるということ等もございまして、今回、起債を導入しないで、一般会計からの基金を取り崩しての対応となっているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

新築の関係について、一般会計から病院会計の方に繰り出しをすべてしていくのかというようなご質問だったかと思います。

葛巻病院につきましては、地方公営企業法の適用になる病院事業ということになってございますので、基本的には、公営企業については独立採算というのが法的に前提になってございます。そういった中で、収益の中から、そういう部分も対応していくというのが原則となっております。ただ、公立病院という性格上100パーセントということにはいかないわけでもございまして、そういった部分につきましては、国の公営企業、特別会計の繰出基準というのがございます。その基準に沿って、これまでも、原則としてはそういう繰り出しをしているところでございます。さらに、財政基盤の自立ということで、赤字対策の部分として、今、毎年50,000,000円ほど、それとは別な繰り出しも行っているところではございますが、基本的には新築の際にも国の示している繰出基準が該当になりますし、それに基づいて繰り出すことによって、交付税等にも、そういった部分の財源が盛り込まれてくるという部分もございまして、原則としては、そういう基準に則った中で対応していくという基本的な考え方で整理していくものと考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

申し訳ありませんでした。

先ほど保留していた部分ですけれども、補償費の国の基準という部分につきましては、建物の移転料とか工作物の移転料、それから立木、動産移転料、あるいは借家の場合は借家人の保証金とかというような、それぞれ項目がございまして、それらを国で定める基準の単価等で積算して出した額ということでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

中身については、よく分かりました。

先ほどの山岸委員の質問の中で、あと1割ほど地権者の了解をいただければ100パーセントになるというような話もありました。あと1パーセントの分は、着工までには目途が立つものでしょうか。

それから、先ほどは、副町長からは起債の関係を主に答弁をいただいておりますが、こういったような部分については、補助金等の対象にはならないのかどうか、その点についても触れていただければありがたいなど。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

補助金の対象にならないかということではありますが、例えば、建設に当たりまして、10パーセント程度の補助金ということになっておりまして、ほとんど今回のような事業の整備についてはならないといえますか、そういう状況にあると、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

連絡待ちの方が3人ほどおりまして、その方たちには、親族等いろいろ通じて働きかけをさせていただきますので、まず、その後にご連絡をいただけるのかと思っております。了解いただける、改めてお願い等もするわけですが、ある程度の期間内で、スケジュールの中でお願いできるかというように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これまでの説明をいただきますと、そうしますと、この資産購入費の分の一般会計からの繰り出しは、これで土地の分と移転補償費の分はすべて終了というようなことの考えでよろしいでしょうか。また、この他に出てくる予想があるのでしょうか。補助金も受けない、それから起債も起こさないというような答弁でございます。したがって、100パーセントを見込んで、この資産購入費を今回144,500,000円計上になっているわけですが、そういうような理解でよろしいのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

現段階では、これで概ね、ある程度の予算措置をお願いしているのかと思っておりますけれども、最終的には予算措置の議決をいただきましてから正式交渉になりますので、その過程の中で若干の移動等があるかもしれません。今、確定的には申し上げられませんが、今、事前調査等の段階でいろいろ把握、積算した段階での予算措置をお願いしているものでございます。最終的には、今後の交渉の中でということで、ご理解を賜りた

いと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この中での変更があればというようなことでございますから、いわゆる病院建設に当たって、あまり窮屈にならないようなことということも一言付け加えさせておきたいと思います。せっかく建てた上で、これで、もう移動がありませんよというようなことになりますと、逆に建設に着工しても、中身がままならないというようなことにならないように、その辺のところもじっくり考えてやっていただければよろしいのかなど、そのことも一言だけ付け加えさせていただきたいと、このように思っております。

次に移ります。

同じく14ページに、保健衛生費の中で、今回、私は初めて見ましたけれども、報償費の中で、通訳士の謝礼が102,000円ほど計上になっております。まず、この報償費の中身についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、二つ目といたしまして、15ページの畜産業費の粗飼料生産基盤除染対策事業費、これは、全体の補正額では100,000,000円を超えているわけでございます。中身を見ますと、粗飼料生産基盤除染対策事業で委託料から補助金の組み替えというようになっているようでございますが、例えば、この農業費等については、いつも、そのように思っていたわけでございますが、補正額等がこのように大きく、100,000,000円を超えるような多額に動くような部分の変更、こういったような部分については、説明ももちろん大事ですけども、こういったような町当局から出されております議案資料の中に、どこが、どのような形で100,000,000円を超える補正がなされるのか、そのような、我々も理解しやすいように、あるいは町民も分かりやすいような、そしてまた、審査しやすいような中身での、そういうような親切さがあるものよろしいのではないかと、私はこのように思います。でも、財源が豊富だから100,000,000円を超えても構わない、説明だけで済むというのであれば、それでもいいでしょうけども、でも、決して私はそのように思いません。特に、我々が審査する段階で、このように多額の、減額の場合でも増額の場合でも、どちらにしても大幅な変更なわけです。それからまた、今回の減額の場合についても、これが後年度の方に必ず引きずってくるものではないのかなど、面積等の減少があるようでございますから、そうしますと、そちらの方の減額になった分は、何年度まわしとか、そういうような説明も必要ではないかと思われましても、こういったような分かりやすい、審査のしやすい提案の仕方を、ぜひご検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

まず、この2点をお伺いいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（鳩岡修君）

通訳士の謝礼の部分でございますが、フィリピンの言葉、タガログ語の通訳に係る部分でございます。母子保健法に基づきまして、保健師によります保健指導、妊産婦、あるいは乳児等の指導事業を実施しておるわけでございますけれども、今年の3月に葛巻においてになった妊婦さんがいらっしやいまして、その方の指導というときに通訳が必要だと、ご家族の方もその言葉が理解できないという部分でございます。保健指導の事業の通訳をお願いするものでございます。国際交流センターに派遣をお願いいたしまして、時間単価でのお願いになりますが、1,000円の6時間で17日くらいを想定した見込みとなったものでございます。よろしくお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

粗飼料生産基盤除染対策事業の関係で、お答えさせていただきます。

除染対策の関係では、平成24年から27年度までで2,000ヘクタールほどの牧草地の除染をする予定で計画してございまして、平成24年には200ヘクタール、それから、25年には600ヘクタールということで、26、27年は600ヘクタールずつ除染をしていく形での計画を組んで取り組んでいるところでございます。4月に説明会等を開催しながら、申し込みを受け付けしたところでございますが、今回、面積で245ヘクタールほどの申請があったのですが、実は、まだ申し込み等もございまして関係もありまして、予算上は250ヘクタールで、今回、補正をお願いするところでございます。600ヘクタールで当初予算を組んでいる関係もございまして、今回、その350ヘクタールの減という形で減額の補正をお願いするところでございますが、併せまして、7月になりまして、当初、岩手県のいわて型の事業ということで、県単の事業がこの事業に入っているわけですが、その県単の事業に、県の方で東日本大震災農業生産対策交付金事業というものを充てる形に変更になってございます。それに伴って、これまでは農家、それから、公社等が事業主体になって実施した事業に対して、町側が補助金で交付するという形の予算措置をしてきたわけですが、町が事業主体にならないと交付の対象にならないということがございまして、今回、町が事業主体になって、農家、公社等に委託をするという形にするということで、補助金から委託費に組み替えをする形になるものでございます。

こういった形で、当初の計画の半分以下の事業実施見込みという形になった関係で、100,000,000円を超える補正になったものでございますが、説明資料は整備してございませんでしたので、次回から、そういう形で、きちっと説明させていただくような形にさせていただきますと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

最初の通訳士の関係でございますけれども、保健師の指導等、あるいは、この方の、例えば病院受診、そういったような部分も想定に入っているのかどうか。と言いますのは、報償費の場合は、町自身で直接この通訳士の方に払う制度になるのではないかと思いますけれども、こういったような、自分が保健指導を受けたい、あるいは病院受診を受けたい、そういったような部分については、やはり最終的には本人の意思によるものではないかというような関係がございますので、そういった部分については、役場の方での直接の報償費というような形にはならないのではないかと。むしろ、本人に対しての助成とか、そういうようなものの対応も必要ではないかと。保健師の方でも、英語でも韓国語でも堪能な方であればよろしいわけではございますけれども、そういったような観点からいきますと、報償費でもよいと言えばそれまででしょうけれども、この本人の意思による受診については、このあり方については、いかがなものかというように思っておりますので、もう一度お答えをいただきたいと、このように思います。

農業費については、今、課長が答弁をされましたけれども、いずれ分かりやすい、審査しやすいような中身で提案していただければ大変分かりやすいなということで、そのような方向で考えるというようなことでございますから、ひとつ、その点については、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、この通訳士の分については、もう一度だけお伺ひをいたしたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（鳩岡修君）

通訳士の謝礼の部分でございますが、ご家族もその言葉が理解できないという部分でございますし、職員にもその言葉、タガログ語を話せる職員がございません。そういう部分で、職員が直接その事業として妊婦さん等の応対ができれば、その必要はもちろんないわけでございますが、そこを仲介していただくというような形で通訳をお願いするというような形での予算計上というようにご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

大変遅くなりましたが、先ほどの中山間のことについて、ご説明申し上げます。

江川地区の中山間の工事の年度ですけれども、22年度から27年度まで6年間の計画になります。農道整備が6路線、用水路が2路線、集落排水が2路線、防災安全施設、防火水槽が7基、それから、交流施設ということで、四日市地区の水辺空間の施設が1カ

所ということになります。

今年度は、水辺空間の設計、それから、小苗代・寺田線の農業用水路が785メートル、それから、排水路化が小苗代・中村線ということで、農道が580メートルとなっています。そのほかに、排水路の設計、用水路の設計、それから防火水槽の設計となっております。

全体計画が804,300,000円ということになっております。町の負担は、このうちの15パーセントということです。全体の事業費ベースとしまして、ただいま46パーセントの進捗率となっております。今現在、終了しているのは、用排水路が大沢線の1路線のみが全部終わったということです。以上、よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

18ページをお願いいたしたいと思いますが、建設機械の管理経費等がここに載っておりますけれども、これでも、やはり用地取得費が計上されております。物件移転補償費も併せてですね。こういったような分についても用地取得の算定根拠と、この物件補償の根拠等について、ご説明をいただきたいと思っておりますし、この取得面積についてもお知らせいただきたいと、このように思っております。

それから、次のページの19ページですが、災害対策経費でお伺いをいたしたいと思っております。工事請負費、それから備品購入費、このように計上になっておりますが、この建設場所とか、この備蓄倉庫といったようなものが設置されるのか。また、これに入れるのではないかと思われる備蓄用資材、この中身はどのようなものを考えているのか、お知らせをいただければ、ありがたいと思っております。

それから、21ページの保健体育総務費の中で、野球場用の砂ということでございますけれども、これについても、先の一般質問の中でも伺った経緯がございます。ここで購入するようでございますけれども、野球場用砂となっておりますけれども、どのような砂の中身のものを購入されるのか。あるいは、この100,000円の購入で、ストック等も十分な量なのかお伺いをいたしたいと思っております。

それから、野球場利用者から、このような砂を利用した場合については、その砂代として徴収するようなことがあり得るのかどうか、その点についてもお伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それでは、2点目でございましたが、災害対策費の関係について、お答えを申し上げます。

備蓄倉庫の関係でございますが、備蓄倉庫につきましては2棟でございます。長さが6メートル、幅が2メートル50センチくらいのもので、いわゆるコンテナタイプになります。ステンレス製の、材質としては一番長期間保てるものという内容でございますが、それを、6メートルの幅がありますが、庁舎と老人ホームとの間のところの、今は駐車場として何台か使っているところがありますが、そこに2台設置してということで今、想定をしているところでございます。脇に道路もありますので、災害時に素早い対応ができる位置ということで、どなたからも認知もしやすい場所ということで考えているところでございます。

食料費のところは500,000円ほど計上させていただいてございます。これにつきましては、備蓄用をさらに拡大していこうというものでございまして、500食程度を予定しているものでございます。

内容としましては、アルファ米というように言われておりますが、これは、先日、町の総合防災訓練でも試食等もしていただき、割とおいしいということで好評もいただいておりますが、これは、お湯を入れれば15分あれば食べられる、水しかない場合でも1時間置いておけば、ご飯として食べられるという、そういうものでございますが、内容は、白米もございまして、赤飯、炊き込みご飯、五目ご飯、山菜ご飯、梅粥、チキンライス、ドライカレー、15種類くらい種類がありますので、そういった様々な種類にも分けながら揃えていきたいというように思っております。そのほかにパン、あるいは飲料水等も併せて備蓄をしていきたいということでございます。

これまでに2年間、備蓄用のものを購入して、現在、役場の地下等に置いておりますが、どうしても普通のものと一緒にありますので、いざという際に迅速に配布できないという恐れもありますので、そういうものをまとめてコンテナの中に備蓄をしておきたいというように考えているところでございます。

また、そのほかに備蓄用資材として、食料品以外のものについても整備をしていきたいということでございまして、これには、夜間に反射して視認性の高いような雨具ですとか、あとは、前に付けるヘッドライト、あるいはヘルメット、そういったもの等を100ほど準備したいと思っております。これは、職員が災害対策の、大きな災害の場合には使える部分でもありますが、災害が発生して、住民がいろいろ避難をしなければならないというような際にも、住民の方からも利用していただけるもの、あるいは、これは災害復興基金を活用して整備をしたいと考えておりますので、何かあった際には他町村まで持って行って、利用していただくということも想定したようなものとして整備を進めてまいりたいというように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

3点目の、野球場の砂に関わってのご質問でございます。

4月に社会人野球大会を開催した際に、雨上がり後のグラウンドの軟弱さを対応する

ためにストックしてある土、砂を敷設しながら整備をした経緯がございます。

そういった中で、今回、購入しようとするのは、土、砂が混ざった混合土になりますが、7トン車3回分ほどの購入になります。前回、整備をした際に、少し不足する部分もございましたので、その整備した際の倍以上の量を購入しようとするものですし、ストックヤードに1年分しっかりと保存をしながら、今後の活用に寄与していきたいというように考えております。

なお、使用した者から、この混合土、あるいは砂の使用料を徴収するののかというようなご質問でございますが、野球場の管理は、当然、設置者の管理でございますので、その利用に供するような状態で提供する考えでございますので、使用者からの徴収というものは考えておりません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

除雪機械格納庫の用地取得と物件移転補償について、お答えします。

土地の取得用地ですけども、7筆の3名分の用地となっております。物件移転補償の補償費は、小屋と立木ですが、立木の補償費となっております。価格に関しましては、県の取引の事例とか、町で決めた単価がありますので、それを参考にして決めております。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この用地取得の分について、この算定根拠等々はどのような、先ほどの病院の用地取得のように答えてもらえれば大変分かりやすいのですが、そのような答え方で、もう一度教えてください。

それから、この取得面積についても、どのようなものか。補償移転についてはよろしいですので、もう一度お知らせをいただきたいと思います。

なお、災害対策と保健体育については了解いたしました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

価格の設定と用地の面積については、今、資料を取り寄せますので、すみませんが、しばらくお待ちください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

冒頭に、副町長の方から、東京多摩交響楽団のコンサートのことについて、お詫びというような形での発言がございましたけれども、本来、こういったような部分についてはあってはならないことなわけでございます。正しく追認というような形になるわけでございますけれども、本来でございますと、今日は委員会でございます。本会議に上程された時点で、本来は発言があるべきものと、然るべきものではないかと、このようにも思っておりますけれども、委員会の方で、このような発言があったわけでございますけれども、今後かかることのないように、しっかりと部下職員の指導をお願いしたいものだ、このように思っておりますし、また、この多摩交響楽団、だれが聞いても、もちろん異論のないコンサートでございますので、予算措置をいつすべきものか、こういったような交響楽団の場合には多額の資金が必要だというようなことも、だれが見ても分かり得るものではないかと思っております。しかも、今年は生涯学習の町宣言 20 周年記念事業の一環というような形でもやるというようなこととなりますと、初めから当初予算に総合計画を立てた上で議決を得ることが極めて私は大事ではないかと、そのように思うわけです。追認というような形にはなりますけれども、一言苦言を申し上げさせていただくというようなことになろうかと思っております。これについては、どちらの課で担当されたのか、もう一度その担当課の方での、今後のこういったような部分での開催していく上での留意事項について、お尋ねをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

ただいまの東京多摩交響楽団コンサートに関わるご指摘につきましては、冒頭、副町長からお詫びを申し上げたところでございますが、事業担当課としましても、ご指摘の柴田委員をはじめ、議員各位にお詫びを申し上げる次第でございます。

東京多摩交響楽団につきましては、過去 2 回、本町で開催をしております、町民の関心、期待が次第に高まっているというようなことを感じながら、今、委員ご指摘のように、本年は生涯学習の町宣言 20 周年ということで、ぜひとも開催をしたい、そのように考えておりました。とは言うものの、記念事業実行委員会 1,000,000 円の予算をいただきながら、そういった中での開催、あるいは町民の応分の負担もいただきながらというようなことで考えておりましたけれども、昨年 12 月より良いものを開催するためにということで、宝くじ助成を申請しております、その申請は厳選なものでありまして、中身が本当に、これまで開催したものよりも普及につながるもの、あるいは入場者の制限、そういったもの等の規制がかかってまいりまして、7 月に決定をしていただきました。

私どもとすれば、これまで開催したものよりは、より内容の濃いもの、特にも音楽会にあっては、有名な演奏家お二人、ハープとフルートの有名な音楽家お二人をお招きすることによって、より素晴らしい楽団編成ができる、そのことによって、子どもたちに憧れであったり、夢を抱いていただけるのかなど、そんな思いで進めてまいりました。

7月の補助金の決定を受けた、今回、初めて予算を決定していただきながら実施をすればよろしいわけですが、楽団との交渉、あるいは町内小中学校との日程調整等をする中で、どうしてもグレードの高い公演につきましては、9月前半にしかできないという状況になりまして、私どもとしましても、町民の周知も8月のお盆前からということで、期間のない中で実施をせざるを得なかった状況になりました。とは申せ、事務手続きの部分、言い訳にしかならないわけですが、そういった状況の中で、今回の追認をお願いした次第でございますので、どうぞご理解をいただきますよう、お詫びを申し上げながら、お願いを申し上げます次第です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ここで、11時20分まで休憩します。

（休憩時刻 11時10分）

（再開時刻 11時22分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

除雪機械格納庫の用地取得について、ご説明申し上げます。

用地の単価ですけれども、茶屋場の交差点の用地買収ということで、県で購入した実例がありますので、それに準じて茶屋場田子線も用地の単価を決定しておりましたので、それに準じた形で、今回の除雪格納庫の用地も単価を決定しております。

面積については、3,011平米となっております。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これを特に聞いたのは、内田子地区は、これから開発可能な地域なわけです。今回のこういったような取得区画が、例えば、今後あそこが開発されるとしたような場合については、非常に公共施設、しかも、町での買い上げというような形になりますと、今後の、この標準参考価格というようなことにもなるのではないかというようなことございまして、特に聞いたわけでございますが、これは平米当たり、あるいは坪当たり単価

になりますと、これは割り戻しをすれば分かるのですが、どれくらいになるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

平米単価3,600円、坪単価だと12,000円程度になります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第2号、平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号、平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第3号、平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号、平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号、葛巻町子ども・子育て会議条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

葛巻町子ども・子育て会議条例、名称がこのようになっております。法律の名称も、子ども・子育て支援法というようなのがございますが、この子どもの、どもの表記の仕方でございますけれども、一般的に法律用語としては、このような用語が使われるというようなことのございますけれども、先日、9月1日だったでしょうか、文部科学省では、子どもの、どもは漢字に変更したいというような、文部科学省ではそのような表記に今後するというようなことだったようございます。どちらがどうでも同じと言えば同じでしょうけれども、子供の供の分は差別用語というような形で、これまでは使わなかったというようなことだったようですけれども、この漢字の子供も差別用語ではないというような見解を文部科学省では示したようです。本当に先日のことございます。こういったような部分については、この表記の仕方については、法律に基づいたような同じ会議名にしたと言えばそれまででしょうけれども、そういったような見解はどのように、今後、町とすれば、こういったような表記はどのような形での表記方法がなされていくのか、第1点として伺いをいたしたいと、このように思います。

それから、第2条の所掌事務がございます。法77条第1項の各号というのは、この参考資料を見ますと4号ほどございます。現在、保育園とか子育ての担当は教育委員会のような感じもしないわけではございせんが、そういったような部分では、第7条では、この担当課は健康福祉課というような形になっておりますが、この健康福祉課と教育委員会の関わり、それから、この法律の中身はどちらがどうで、こういったような部分がうまくいくのかどうか、その点はいかがでしょうか。

それから、第3条では組織として、10人で町長が任命するというようなことございせんが、この発令月日、それから委員には、どのような相応しい方々を考えておられるのか。それからまた、このような子ども・子育て会議というようなことございせんけれども、現在、実際に子育てをやっている保護者の方も想定にあるのか、そういったようなところをお伺いいたしたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（鳩岡修君）

漢字とひらがなの表記の部分でございせんが、先ほど委員ご指摘のとおり、この法律の所管は内閣府でございまして、その内閣府と文科省の部分との違いと言えどもそのとおりかもしれませんが、まだ確認されていない時期に、このような表記を選んだというのが実態でございせん。そういう部分で、漢字ではなくて、ひらがな書きの法律の表記をそのまま移行したという、その時期、時期で表記は変わるという部分はございせんが、この条例につきましては、法律の表記を使わせていただいたというものでございせん。

2点目の、所管の部分でございせんが、資料でお示ししておりますように、このような内容になってございまして、現在の実務的な部分での業務は教育委員会に関わる、保

育園等の部分について量的には多いのかなと感じられる部分がございますが、内容的な部分で、まだ、はっきりしていない部分等もございます。そういう部分で総合的に、その児童福祉法から進みまして、この子育て支援法という形で、その対応をするというのが目的というように見てございまして、その支援につきましては、国、県、町、あるいは事業主、国民という部分まで責務が法律の中にうたわれてございます。

その対象といたします部分には、妊娠、出産期から切れ目のない支援というような連携が求められてございまして、障がい、あるいは虐待、貧困等への対応というような部分も含まれているという法の趣旨でございまして、労働者、事業主、企業等への支援も求めるというような部分まで含まれてございまして、広範な部分に範囲が及ぶかというように考えてございます。

そういう部分で、今、町のこの業務を所管しております部分では、健康福祉課での母子、乳児からの部分、あるいは教育委員会で対応しております部分、それから、児童手当の部分も含まれてございまして、関係課は複数にわたるという状態にあると思います。そういう部分で、将来的に様々な事業を展開していく中で、その所管を調整するという部分は必要になってくるかという部分は否定いたしません、初めの取りかかりという部分で、健康福祉課が当たるという部分が、これまでの体制から見れば自然な流れかなという部分で、健康福祉課を所管というようにしたものでございまして、国の所管も、文科省ではなく内閣府という部分になってございまして、少子化対応等とのあり方も含まれるというように考えてございます。

それから、第3条の委員の部分でございまして、10人というような部分で想定してございます。この事業に関わる団体等からの参加もいただきますし、企業を有する方々、あるいは、そのサービスを受ける保護者の皆様からのご意見も聞くための参加をお願いしたいということでの選任をしてみたいというように考えてございます。よろしくお願ひいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この子どもの表記の問題は、また、今後もいろいろ議論されることと思いますので、今回は法律用語を使ったというようなことですので、分かりました。いずれ、表記については、今後、漢字の供が使われていくであろうというように想定はいたしているところでございます。

それから、健康福祉課で担当するのか、教育委員会で担当するのかについては、あっちだ、こっちだという形にならないような対策、工夫をしてもらいたいと、このように思っております。うちの方ではない、そっちだ、こっちだというような、たらい回しのような形になれば大変でございまして、こちらの方の担当課、本来でありますと、国の精神から考えれば、国では内閣府です。町で言えば総務担当の方の課が担当すべきのような感じもしますが、その辺についても、もう一度お答えをいただきたいと、このよ

うに思います。

また、発令月日はいつなのかはお答えいただけませんでしたので、これは、どのようなお考えでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（鳩岡修君）

すみませんでした。答弁漏れでございました。10月1日を想定してございます。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回、この条例の中で、所管課を健康福祉課ということにしているわけではありますが、先ほど課長からもご答弁申し上げましたように、この対象とする支援というのは、妊産婦から切れ目のない連携も求められておまして、そしてまた、障がい、あるいは虐待、あるいは貧困というような形の中での対応の支援というのが求められているものがありますし、そういう中で、母子から乳幼児、あるいは児童、保育事業といえますか、これら等々もありますし、先ほどお話ししました以外にも、あるいは労働者、あるいは事業所の企業、そういう連携等も目指してのものだと、このようにも受け止めておるところであります。

そういう中で、広範囲にわたっての分野に、業務としてはなるわけではありますが、そういう中で、今後の事業推進等々を含めながら、その内容等も併せながら、その業務の対応というのは併せて、行革的な部分の対応も必要になってくるという部分もあるとすれば、もう少し状況を見ながら検討させていただきたいと、このように思っております。いずれ、現体制の中で、それぞれの課との連携を緊密に図りながら、この業務に支障のないように進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この子ども施策については、横断的な施策が必要だというようなことは、そのとおりでございますので、よく担当課同士の連携をしながら、ぜひ図っていただきたいと。

この中で、特に大事だと思われるのは、法律の第77条の第1項の第3号では、市町村子ども・子育て支援事業計画にすることが盛り込まれているわけですが、これは、どちらの担当課がやられるのでしょうか。主管課はどちらでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（鳩岡修君）

第77条の3号、市町村子育て支援事業計画に関する部分の主管課というところでございますが、計画に関わる部分につきましては、窓口は健康福祉課で対応いたしたいと考えてございます。当然に、その中での連携をとりながらの事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号、葛巻町子ども・子育て会議条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第6号、24災67号・75号道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の請負契約については、2件の道路災害の復旧が入っております。従前ですと、こういったような二つの工事の部分については、それぞれ分割したような形での入札をやってきたような経緯があるように感じておりますが、今回、このようになった理由は何でしょうか。このように、まとめてやれば優位性があるとか、そういったような理由付けは何だったのか、お知らせをいただきたいと、このように思います。

それから、それぞれ67号と75号、こちらの方の災害復旧経費がどのような形で、総額が112,875,000円になるのか、67号はどれくらいかかるのか、75号はどれくらい

予算額でやっていくのか、この議案だけでは分かりません。その中身について、お知らせをいただきたいと、このように思います。

それから、もう一つは、67号は江川の鳩岡地内、資料を見ればそのようになっております。それから、75号は葛巻地内の土谷川地内ですよね。そのような形になっております。そうしますと、工事の場所、例えば、葛巻町葛巻地内及び江川地内となりますと、67号が葛巻地内、75号が江川地内というような形になりはしないかというように思われます。逆というような、最初に江川地内、そして葛巻地内であれば合うような感じがいたしますが、この辺はいかがでしょうか。普通は、表記はそのような形でなるのではないかと、先にきたものは先にきて、後からくるものは後にというような形になるのではないのかなと、私はそのように思っておりますけども、どうでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

この工事は、今年の24災の最後の工事二つ分となります。この合算の分につきましては、工事内容が舗装の打ち直しということで、同じような工事となりますので、資材の調達とか、建設機械の利用が同じようなものですので、一括した方が経費が安くなるということで合算したことになります。工事費につきましては、鳩岡地区が約73,000,000円ほどです。設計額ですけども、土谷川が54,000,000円ほどとなっております。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

工事場所の表記の関係、議案の関係でございますので、お答えさせていただきます。柴田委員おっしゃるとおり、並びからいくと、そういう部分になっておりますが、おっしゃるとおりだと思います。ただ、書く順番として、葛巻、江川、田部という順番もありますので、そういったことから、江川、葛巻というよりは、葛巻、江川の方が見た目スムーズかなという程度の配慮でございまして、その順番まで思い及んでしたものでございませんでしたので、ご指摘の部分はそれとおりにかと思うところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いつも細心の注意を払って提案をされているかとは思いますが、担当課はもとよりですが、最終チェックまでですね、こういったような部分もしっかりと見届けていた

だかなければ、全く逆な工事になってしまいますので、大変でございますから、より正確な議案の提案をいただきたい。これは要望です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号、24災67号・75号道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第7号、町有自動車事故に係る和解に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、町有自動車事故に係る和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第8号、盛岡地区広域消防組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号、盛岡地区広域消防組合理約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第9号、盛岡北部行政事務組合理約及び盛岡北部行政事務組合理約の一部を変更する規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、盛岡北部行政事務組合理約及び盛岡北部行政事務組合理約の一部を変更する規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第10号、岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号、岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

当局の方々は、退席していただいて結構であります。

(休憩時刻 11時53分)

(再開時刻 11時55分)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

議事進行の都合上、日程の順序を変更し、日程第13、要望第5号、葛巻町立江川小学校校舎改築に関わる要望書を先に審議したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、要望第5号を先に審議することに決定しました。

それでは、日程第13、要望第5号、葛巻町立江川小学校校舎改築に関わる要望書についてを、議題とします。

事務局長から、要望書の朗読を求めます。

議会事務局長(澤口節子さん)

平成25年9月2日付けで、江川地区教育振興会会長、高宮一明、江川小学校PTA会長、大川原洋一の連盟で、葛巻町立江川小学校校舎改築に関わる要望書が提出されておりますので、朗読いたします。

本校校舎は、昭和38年、現在の場所に新築移転以来、地域のコミュニティスクールとして多くの卒業生を輩出してまいりました。さらに、100年を超える学校林活動は葛巻の地域に根差した教育活動として現在も活発に続けられております。

しかしながら、子どもたちの学び舎は、今年度、築50年を迎え、さらに先の東日本

大震災を経て、いたるところに亀裂が入り、安全面や学習環境として決して安心できるものとはなっておりません。特に冬期間は、午前中暖房にも関わらず10度以下の教室で学習している状況です。

本校は、町産材による木製の机や椅子をはじめ、教育行政を通じ、常日頃より施設、設備の充実にこの上ないご支援をいただいているところではありますが、地域を愛し、自分たちが誇れる江川にしようとする子どもたちのために、一日も早い校舎改築を要望いたします。

以上で朗読を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

事務局長からの朗読が終わりました。

この案件は現地調査を要するため、ここで現地調査のため、暫時休憩します。

（休憩時刻 11時59分）

（再開時刻 13時45分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

要望第5号、葛巻町立江川小学校校舎改築に関わる要望書について、現地調査を踏まえ、委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。

これより、暫時休憩といたします。

（休憩時刻 13時46分）

（再開時刻 14時11分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

要望第5号、葛巻町立江川小学校校舎改築に関わる要望書については、江川保育園との併設も必要であるとの意見を付して採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、要望第5号は、江川保育園との併設も必要であるとの意見を付して採択すべきものと決定しました。

次に、日程第11、陳情第8号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方

の財源確保のための意見書採択」に関する陳情を議題とします。

事務局長から、要望書の朗読を求めます。

議会事務局長（澤口節子さん）

平成25年8月6日付で、全国森林環境税創設促進議員連盟から、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、ということまでいただいております。

陳情の内容を朗読いたします。

当連盟は、森林の公益的機能を継続して確保するため、その保全を担う市区町村の森林・林業・山村対策の抜本的強化を図ることを目的とし、新たな税財源である全国森林環境税を創設することを目指し、全国の加盟市町村長で組織する全国森林環境税創設促進議員連盟と共に平成6年より活動を進めてきたところであります。

こうした中、平成24年10月に導入された、地球温暖化対策のための税、いわゆる現政権下での石油石炭税の特例措置については、地球温暖化対策における排出源対策のための税財源だけでなく、市区町村が担う吸収源対策に対しても譲与する仕組みの構築を国の税制改革大綱に盛り込むべく、全国の市区町村議会に対して意見書採択の要請を行い、その結果、585市区町村議会から意見書の採択をいただき、政府並びに国会に対して強力に活動を実施したところであります。

しかしながら、当連盟が求める森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保の仕組みの創設については、平成25年度税制改革大綱において、消費税法等改正法第7条の規定に基づき、早急に総合的な検討を行うといった表現にとどまり、制度創設には今一步のところで実現に至らなかったところであります。

このような状況を踏まえ、当連盟では本年度が制度創設に最も重要なタイミングであると捉え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を担う市区町村の財源確保と共に、頻発する自然災害等の猛威から国民の生命・財産を守るための森林・林業・山村対策を早急に推進するため、石油石炭税の税率の特例措置による収入の一定割合を、森林面積に応じて市区町村に譲与する制度の創設を実現させるため、本年度において、改めて全国の市区町村議会での意見書の採択を求めることとしたところであります。

つきましては、貴議会におかれましては、9月定例議会において森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書をご採択いただき、政府・国会等関係要路にご提出いただきますようお願い申し上げます。という内容でいただいております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

事務局長からの朗読が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（休憩時刻 14時18分）

(再開時刻 14時20分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

陳情第8号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、陳情第8号は、採択すべきものと決定しました。

お諮りします。

ただいま、採択すべきと決定した、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情に関し、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(休憩時刻 14時21分)

(再開時刻 14時22分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第1、発委案第1号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題とします。

事務局長から、発委案第1号について朗読を求めます。

議会事務局長 (澤口節子さん)

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要な喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、

自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの、第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6パーセントのうち、3.8パーセントを森林吸収量で確保と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月17日。岩手県葛巻町議会。

意見書の提出先ですが、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上で朗読を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

事務局長の朗読が終わりました。

委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。

（「なし」の声あり）

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

委員会発議をすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、17日の最終本会議に委員会発議することに決定しました。

次に、日程第12、道州制導入に断固反対する意見書についてを議題とします。

この案件は、全国町村議会議長会から各都道府県議長会を通じ、意見書を提出する旨、依頼があったものであります。

事務局長から、依頼文書について朗読を求めます。

議会事務局長（澤口節子さん）

これにつきましては、平成25年8月21日付けで、全国町村議会議長会から、道州制導入に反対する意見書についてということで、依頼がありました。その内容について朗読いたします。

本会は、これまで道州制に関し、絶対に導入しないことと町村議会議長全国大会や都道府県会長会において決定し、政府・国会に対し適時要請を行ってまいりました。

しかしながら、与党の自由民主党・公明党においては、道州制の導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の日本維新の会・みんなの党は、既に共同で道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査の扱いになっているところであります。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は事実上の強制合併を余儀なくされ、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。

本会としては、各政党の動きや法案の動向を引き続き注視し、政府・国会に対し適時適切に要望してまいりますが道州制導入を断固阻止するためには、全国の各町村から導入反対・法案反対の声を一斉に上げていただき、すべての町村が一丸となって、この動きに対処していくことが必要であります。

つきましては、貴職におかれましては、ご多忙の折、大変お手数をおかけしますが、統一して足並みを揃えるために、意見書の例によりまして、政府・国会へ提出していただくよう、特段のご配慮とご協力方をよろしくお願い申し上げます。

以上で朗読を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

事務局長からの朗読が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（休憩時刻 14時31分）

（再開時刻 14時32分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

道州制導入に断固反対する意見書については、意見書を提出することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、道州制導入に断固反対する意見書については、意見書を提出することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、意見書を提出することに決定した、道州制導入に断固反対する意見書についてに関し、道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として、議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(休憩時刻 | 4時32分)

(再開時刻 | 4時33分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第2、発委案第2号、道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを、議題とします。

事務局長から、発委案第2号について朗読を求めます。

議会事務局長（澤口節子さん）

道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする

要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々葛巻町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月17日。岩手県葛巻町議会。

道州制導入に断固反対する意見書の提出先ですが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第九条の第一順位指定大臣、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣。

以上で朗読を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

事務局長の朗読が終わりました。

委員の皆さんから意見を伺いたと思います。

（「なし」の声あり）

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

委員会発議をすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、17日の最終本会議に委員会発議することに決定しました。

以上で、本委員会に付託されました事件は、全部終了しました。
これをもって、輝くふるさと常任委員会を閉会します。
ご苦勞様でした。

(閉会時刻 14時38分)